

幼稚園から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について(改訂前)

1. 基本的な考え方

幼稚園から認定こども園に移行するにあたっては、新たに 2 号認定及び 3 号認定の利用定員を設定する必要がある。利用定員は預かり保育^{※1} 及び一時預かり^{※2} の実利用者数^{※3} に基づき定めることを基本とするが、施設の所在区域における保育供給量の過不足状況を踏まえて、総定員数を設定することとする。

※1 預かり保育 … 幼稚園在園の 3 歳以上児の教育時間外の一時保育を指す。

※2 一時預かり … 幼稚園入園前の 3 歳未満児の一時保育を指す。

※3 実利用者数 … 直近前年度の利用実績と、直近 3 ヶ年度の平均的な利用実績を比較し、大きい方の値とする。

2. 利用定員設定に関する基準

移行に際して、現在の在園児及び預かり保育等を利用する児童が利用できない事態を防ぐため、移行後に利用する在園児数を見込み、不足がないよう設定をすること。

<p>(1) 【1号認定の利用定員設定】</p> <p>「ぐるめ子どもの笑顔プラン久留米市こども計画」(以下、プラン計画)において、市内全域で1号認定の供給量は充足していることから、実利用者数を基本とする。</p>
<p>(2) 【2号認定の利用定員設定】</p> <p>移行前の預かり保育の実利用者数を基本とし、実利用者数以上に設定しようとする場合、その根拠となる資料に基づき判断する。(例：保護者意向調査等)</p> <p><u>ただし、そのうちで保育標準時間(就労時間)に満たないものについては引き続き預かり保育を利用するものとする。</u></p>
<p>(3) 【3号認定の利用定員設定】</p> <p>移行前の一時預かりの実利用者数を基本とし、新たに0～1歳児定員を設定する場合、既設の認定こども園の2～5歳児定員と0～1歳児定員の比率に基づき、<u>移行前の総利用者数(2歳児の一時預かりを含む)の1割</u>を上限とする(一の位切り上げ)。ただし、0～1歳児の一時預かりがある場合、その実利用者数を踏まえて上限を定める。</p> <p>また、移行前の一時預かりの実利用者数以上に定員を設定しようとする場合(または一時預かり未実施の場合)、既設の認定こども園の1～2号認定の定員と3号認定の定員の比率に基づき、<u>移行前の総利用者数(2歳児の一時預かりを含まない)の2割</u>を上限とする(一の位切り上げ)。ただし、区域の保育需給の実態を踏まえて、事前協議の際に市が上限以下の定員設定を求める場合がある。(参照：資料1—2)</p>
<p>(4) 【総利用定員数の設定】</p> <p>計画において、施設が所在する区域の保育供給量(施設定員数)が保育需要(入所申込数)を充足しているか不足しているかにより、総利用定員数(1～3号認定)の設定を、3. のとおりに定める。</p> <p>なお、基準となる保育需給の状況については、計画における移行予定年度の年齢児ごとに過不足を判断する。(例：3号認定のうち0歳児が不足、1～2歳児が充足している場合、3号認定の供給量が不足している区域と判断。)</p>

3. 2号認定及び3号認定が充足または不足している場合の考え方

① 2号認定及び3号認定の保育供給量が双方とも充足している区域の場合

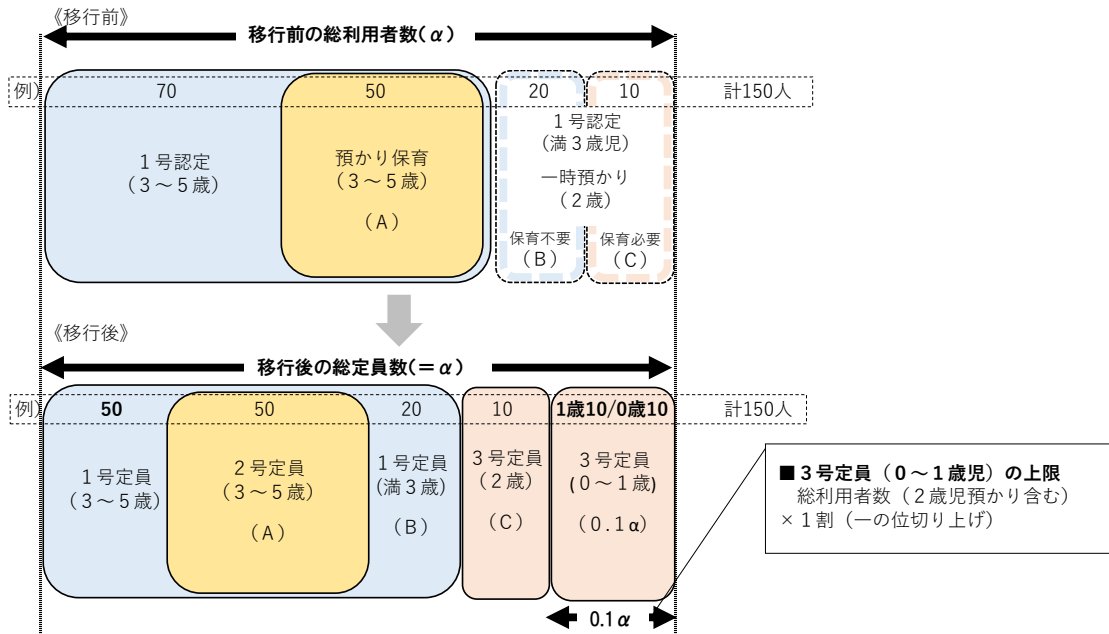
【考え方】

区域の保育供給量が充足していることから、移行後の総利用定員数は、移行前の総利用者数以下を基本とする。

【算定方法】

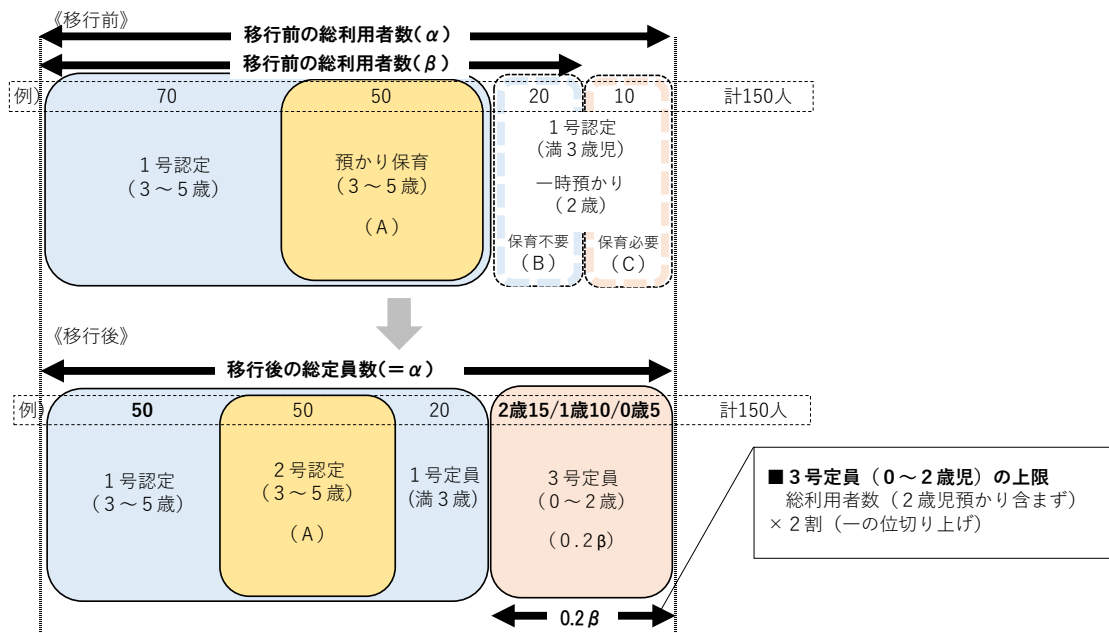
移行後の総利用定員数（1～3号認定）は、移行前の総利用者数 α （2歳児の一時預かりを含み、一の位切り上げ）以下とする。

①-1 一時預かりの実利用者数に基づき定員設定する場合（保育充足区域）



なお、3号認定の定員を一時預かりの実利用者数以上に設定しようとする場合（または一時預かり未実施の場合）、移行前の総利用者数 β （2歳児の一時預かりを含まない）の2割を上限として設定することができる。（移行前の総利用者数 α の範囲内。）

①-2 一時預かりの実利用者数以上に定員設定する場合（または一時預かり未実施）（保育充足区域）



② 2号認定は充足しているが、3号認定に不足が生じている区域の場合

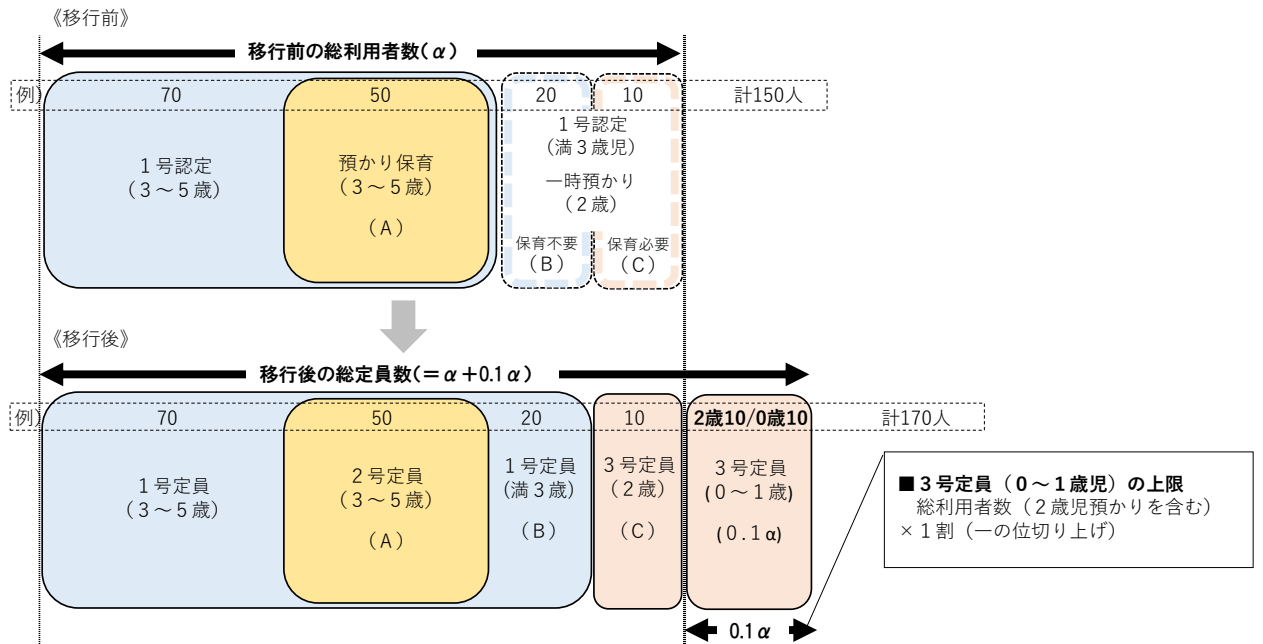
【考え方】

区域に保育供給量（3号認定）が不足していることから、移行前の総利用者数に新たに3号認定の定員を加えて設定してもよいこととする。

【算定方法】

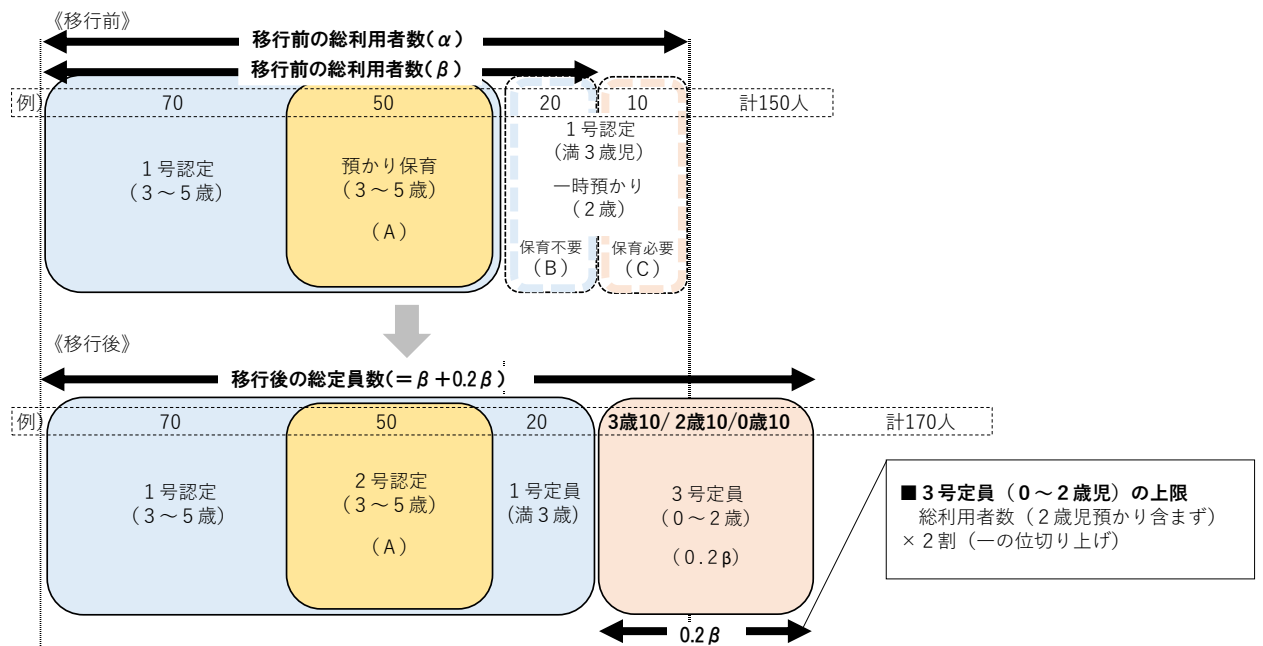
移行後の総定員数（1～3号認定）は、移行前の総利用者数 α に、新たに3号認定（0～1歳児）の定員を加えた数以下とする。

②-1 一時預かりの実利用者数に基づき定員設定する場合（保育不足区域）



なお、3号認定の定員を一時預かりの実利用者数以上に設定しようとする場合（または一時預かり未実施の場合）、移行前の総利用者数 β の2割を上限として設定することができる。（移行前の総利用者数 α を超過してよい。）

②-2 一時預かりの実利用者数以上に定員設定する場合（または一時預かり未実施）（保育不足区域）



~~③ 2号認定に不足が生じているが、3号認定は充足している区域の場合~~~~【考え方】~~

~~区域に保育供給量(2号認定)が不足していることから、移行後の2号認定の定員は、移行前の預かり保育の実利用者数と同数を基本とする。~~

~~なお、移行後の総定員数を移行前の総利用者数以下とした場合、3号認定の定員を設定するために、2号認定の定員数を実利用者数より小さくすることが懸念されるため、移行前の総利用者数に新たに3号認定の定員を加えて設定してもよいこととする。~~

~~【算定方法】~~

~~算定方法は②と同じ。~~

~~④ 2号認定及び3号認定の保育供給量に双方とも不足が生じている区域の場合~~~~【考え方】~~

~~上記②と③の考え方を踏まえ、移行前の総利用者数に新たに3号認定の定員を加えて設定してもよいこととする。~~

~~【算定方法】~~

~~算定方法は②と同じ。~~

~~→参考資料：資料3「市内幼稚園の状況(令和4年3月末日時点)」~~

幼稚園から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について(改訂後)

1. 基本的な考え方

幼稚園から認定こども園に移行するにあたっては、新たに 2 号認定及び 3 号認定の利用定員を設定する必要がある。利用定員は預かり保育^{※1} 及び一時預かり^{※2} の実利用者数^{※3} に基づき定めることを基本とするが、施設の所在区域における保育供給量の過不足状況を踏まえて、総定員数を設定することとする。

※1 預かり保育 … 幼稚園在園の 3 歳以上児の教育時間外の一時保育を指す。

※2 一時預かり … 幼稚園入園前の 3 歳未満児の一時保育を指す。

※3 実利用者数 … 前年度の利用実績と、直近 3 ヶ年度の平均的な利用実績を比較し、大きい方の値

2. 利用定員設定に関する基準

移行に際して、現在の在園児及び預かり保育等を利用する児童が利用できない事態を防ぐため、移行後に利用する在園児数を見込み、不足がないよう設定をすること。

(1) 【1号認定の利用定員設定】
「久留米市こども計画」(以下、計画)において、市内全域で1号認定の供給量は充足していることから、実利用者数を基本とする。
(2) 【2号認定の利用定員設定】
移行前の預かり保育の実利用者数を基本とし、実利用者数以上に設定しようとする場合、その根拠となる資料に基づき判断する。(例：保護者意向調査等) ただし、そのうちで保育標準時間(就労時間)に満たないものについては引き続き預かり保育を利用するものとする。
(3) 【3号認定の利用定員設定】
移行前の一時預かりの実利用者数を基本とし、新たに0～1歳児定員を設定する場合、既設の認定こども園の2～5歳児定員と0～1歳児定員の比率に基づき、 <u>移行前の総利用者数(2歳児の一時預かりを含む)の1割</u> を上限とする(一の位切り上げ)。ただし、0～1歳児の一時預かりがある場合、その実利用者数を踏まえて上限を定める。 また、移行前の一時預かりの実利用者数以上に定員を設定しようとする場合(または一時預かり未実施の場合)、既設の認定こども園の1～2号認定の定員と3号認定の定員の比率に基づき、 <u>移行前の総利用者数(2歳児の一時預かりを含まない)の2割</u> を上限とする(一の位切り上げ)。ただし、区域の保育需給の実態を踏まえて、事前協議の際に市が上限以下の定員設定を求める場合がある。
(4) 【総利用定員数の設定】
計画において、施設が所在する区域の保育供給量(施設定員数)が保育需要(入所申込数)を充足しているか不足しているかにより、総利用定員数(1～3号認定)の設定を、3.のとおり定める。 なお、基準となる保育需給の状況については、計画における移行予定年度の年齢児ごとに過不足を判断する。(例：3号認定のうち0歳児が不足、1～2歳児が充足している場合、3号認定の供給量が不足している区域と判断。)

3. 2号認定及び3号認定が充足または不足している場合の考え方

① 2号認定及び3号認定の保育供給量が双方とも充足している区域の場合

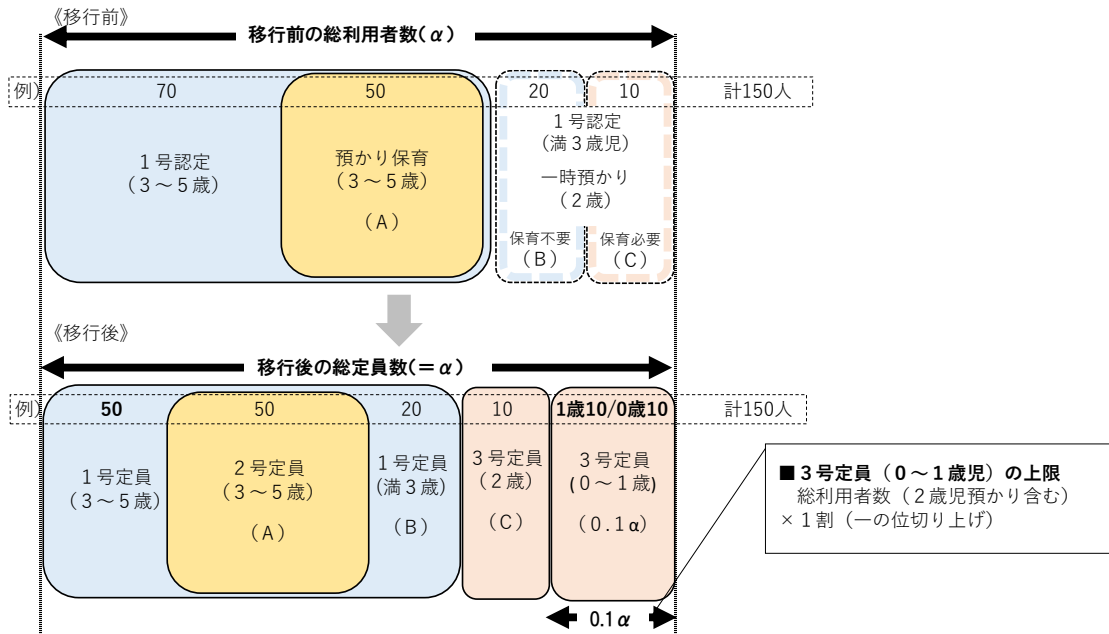
【考え方】

区域の保育供給量が充足していることから、移行後の総利用定員数は、移行前の総利用者数以下を基本とする。

【算定方法】

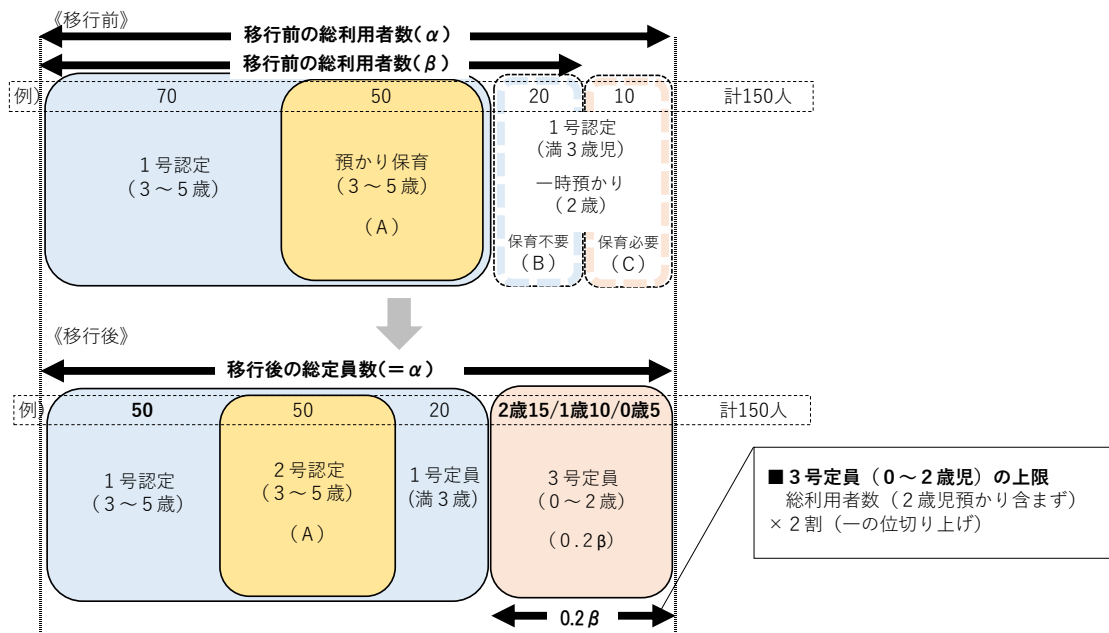
移行後の総利用定員数（1～3号認定）は、移行前の総利用者数 α （2歳児の一時預かりを含み、一の位切り上げ）以下とする。

①-1 一時預かりの実利用者数に基づき定員設定する場合（保育充足区域）



なお、3号認定の定員を一時預かりの実利用者数以上に設定しようとする場合（または一時預かり未実施の場合）、移行前の総利用者数 β （2歳児の一時預かりを含まない）の2割を上限として設定することができる。（移行前の総利用者数 α の範囲内。）

①-2 一時預かりの実利用者数以上に定員設定する場合（または一時預かり未実施）（保育充足区域）



② 2号認定は充足しているが、3号認定に不足が生じている区域の場合

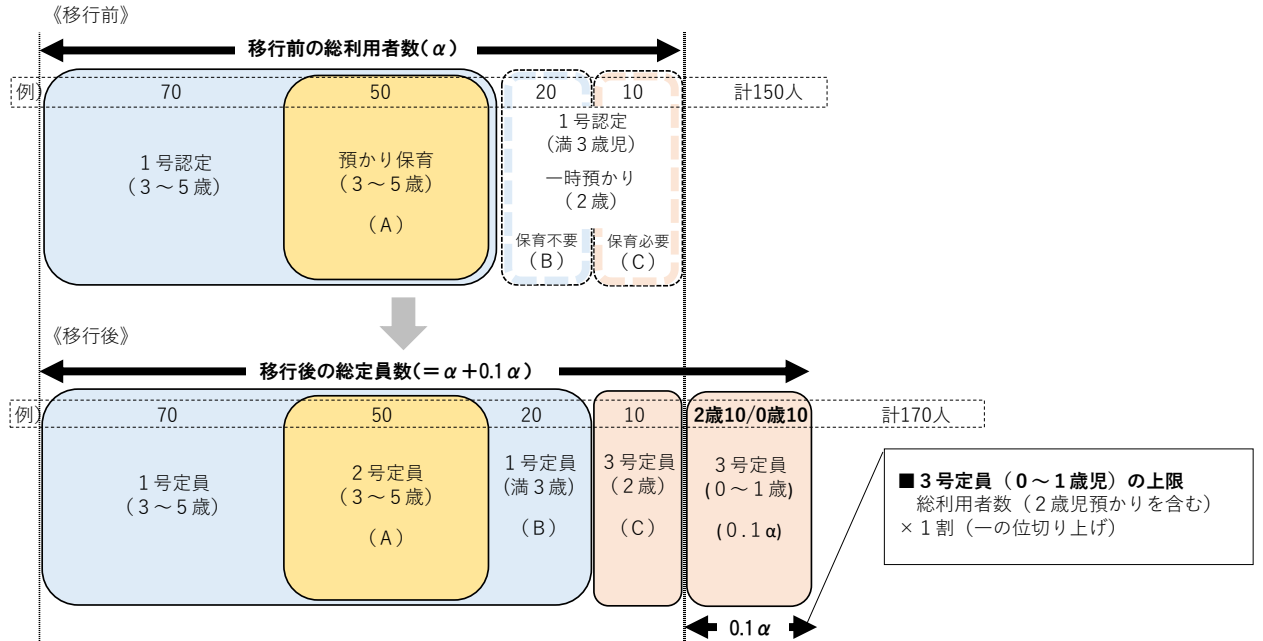
【考え方】

区域に保育供給量（3号認定）が不足していることから、移行前の総利用者数に新たに3号認定の定員を加えて設定してもよいこととする。

【算定方法】

移行後の総定員数（1～3号認定）は、移行前の総利用者数 α に、新たに3号認定（0～1歳児）の定員を加えた数以下とする。

②-1 一時預かりの実利用者数に基づき定員設定する場合（保育不足区域）



なお、3号認定の定員を一時預かりの実利用者数以上に設定しようとする場合（または一時預かり未実施の場合）、移行前の総利用者数 β の2割を上限として設定することができる。（移行前の総利用者数 α を超過してよい。）

②-2 一時預かりの実利用者数以上に定員設定する場合（または一時預かり未実施）（保育不足区域）

